

第2章 中国の障害者と法 -法的権利確立に向けて-

著者	小林 昌之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	585
雑誌名	アジア諸国の障害者法
ページ	65-92
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011508

第2章

中国の障害者と法

——法的権利確立に向けて——

小林 昌之

はじめに

2006年に実施された第2次全国障害者サンプル調査で、中国には人口の6.34%、8296万人の障害者がいると推計された。障害者のいる世帯数は7050万戸であり、全世帯の2割近くに及ぶ。しかしながら、障害者の就業率は30%と全国就業率72%の半分以下であり、多くの障害者は独立した経済的手立てを有していない。このことは教育程度の低さとも関係しており、教育環境は改善されてきてはいるものの15歳以上の障害者の非識字率は43%と全体の9%と比較するとはるかに高い(小林 [近刊])。この格差を解消し、障害者が人間としての尊厳と権利を享受するためには行政や立法を含めた何らかの措置を必要としている。

社会主義計画経済体制をとっていた中国では、すべてが政治・行政の主導で行われ、法律の整備は立ち後れていた。それゆえ、1949年の新中国成立後間もなく障害者事業が開始されたのに対して、法律が障害者に関する規定をおくようになったのは、改革・開放政策が採られた1978年以降であった(小林 [2000])。そうしたなか比較的早い時期に障害者に関する規定がおかれたのは、1979年の刑法⁽¹⁾と刑事訴訟法⁽²⁾である。

その後、1982年に制定された現行憲法は、それまでの高齢者、疾病者およ

び労働能力喪失者に対する社会保険，社会救済，医療衛生の提供という一般的な社会保障の規定に加え，新たに障害者を対象に，「国家と社会は視覚・聴覚・言語障害その他の身体障害をもつ公民の労働・生活と教育を援助し処置する」という明文規定を設けた（第45条）。これをきっかけに，障害者の合法的な權益を法的に保護しなければならないとする議論が登場し，民法通則⁽³⁾のなかで明文化されることになった。そして，障害者事業⁽⁴⁾の展開にともない障害者の權益を保障する法体系を確立することは，法制建設の任務のひとつであるとされ⁽⁵⁾，1990年12月28日にその中核となる「障害者保障法」が制定された⁽⁶⁾。各省，自治区，直轄市などの地方政府は本法を施行するための実施規則を制定し，いくつかの分野では国务院の条例が整備されてきた。たとえば，1994年には「障害者教育条例」⁽⁷⁾が国务院によって制定され，また棚上げされていた「障害者就業条例」⁽⁸⁾が2007年に公布された。ただし，同時に起草が進められてきたとされる統一的な「障害者リハビリテーション条例」はいまだ公布されていない⁽⁹⁾。

ところで，中国では，2006年12月に国連で採択された障害者権利条約の議論にあわせて1990年に制定された障害者保障法の改正作業が進められ，2008年4月24日に改正された⁽¹⁰⁾。本章では，中国における障害者の権利確立の現状を障害者権利条約の諸原則に照らして明らかにすることを目的とする。そのために，まず中国の障害者立法の背景にある障害者政策について概説し，つぎに中国障害者連合会がとりまとめていた改正までの議論を紹介し，つづいて改正された障害者保障法の内容について，改正前，改正草案および障害者権利条約の諸原則に照らしながら検討し，最後に障害者の権利確立に向けた課題を論じ，中国の障害者立法が向かっている方向を考察することとした。

第1節 障害者政策

第2次全国障害者サンプル調査の結果を踏まえて、2008年に中国の障害者政策にとって重要な文書が發布された。中国共産党中央と国務院が共同で出した「障害者事業発展の促進に関する意見」¹¹⁾である。同文書はその権威から当面の障害者事業の方向性を規定する綱領となっている。内容は、医療・リハビリテーション、社会保障などの政策措置の強化、教育と就業の発展、障害者に対するサービスならびに法制度を含めた社会環境の整備に及んでいる。そのなか法律については、障害者保障法および関連法規の履行ならびに障害者法体系の確立を指示している。関連する法律または政策を制定、改正する際は、障害者の平等な権益を十分保障し、障害者の関連立法および障害者事業に対する知る権利、参画権、意思表示権、監督権が尊重されるものとされた¹²⁾。そのほか、法律の実施を保証するために、障害者に対する法律救済体系を確立すること、すなわち、障害者法律サービス、法律扶助、司法救助事業を推進することが明記された。ただし、このように障害者の参与および法的救済強化が新たに明記されたものの、内容的には現行の障害者事業を裏打ちするにとどまっている。

現行の障害者事業計画は、「中国障害者事業“11・5”発展綱要（2006～2010年）」（以下、発展綱要）である（中国残疾人联合会〔2006〕）。障害者事業は1988年に制定された「中国障害者事業5年工作綱要（1988～1992年）」（以下、工作綱要）から開始され、その後は国家全体の方針を定める国民経済社会発展計画綱要に合わせて5年ごとに国務院が作成している。第11次5カ年計画は従来の「工作綱要」を踏襲し、期間中に実施されるべき任務の目標および主要な措置を定めている。その範囲は、リハビリテーション、教育、就業・社会保障、貧困解消、文化・体育、社会環境、権利擁護、情報整備、障害者組織に及び、数値目標が設定可能なものについては具体的な数値が掲げられている。権利擁護に関して定められた任務目標は、障害者権利擁護事業メカ

ニズムの確立、障害者事業法制の整備、バリアフリー施設の推進などであり、それを実施するための措置として、障害者保障法の改正、障害者法律救済体系の確立、バリアフリー建設関連法の厳格な執行などが定められた。

「発展綱要」を実施するために18の実施方案が作成されており、権利擁護に関しては、「障害者事業法制建設」「バリアフリー建設」「障害者法律救済」の各実施方案のなかで具体化されている。「障害者法律救済」実施方案は今回初めて作成されたものであり、立法ではなく、障害者の救済という法律の施行・履行面に着目した措置として注目される。具体的には、2つの目標が設定されており、ひとつは裁判所による司法救済、司法行政部門による法律サービスおよび法律扶助、ならびに障害者連合会など社会団体による法律扶助を組み合わせた障害者法律救済体系の確立である。もうひとつは、裁判所、検察院、公安、司法、民政、労働保障、教育、衛生、障害者連合会等の部門による障害者法律救済事業調整メカニズムの確立である。これにより法律サービス、法律扶助、司法救済を駆使しながら多面的に障害者の法律問題を解決することが目指されている。すでに中央レベルおよび一部省レベルで障害者法律救済事業調整機構（残疾人法律救助工作協調機構）が設立され、各組織間の調整を行うとともに、障害者に法的サービスを保証するために自らもサービスを提供しはじめている¹³。このほか実施方案は、障害者権利擁護に関する公益訴訟について積極的に探求し、徐々に障害者権利擁護の公益訴訟制度を形成することを打ち出しており、権利確立の点から具体的な展開の有無が注目される。

第2節 障害者保障法改正の経緯

中国は2006年12月に採択された障害者権利条約の議論にあわせて1990年に施行された障害者保障法の改正作業を進めてきた。当初、障害者保障法の改正の事務局を担うことになった中国障害者連合会は条約の基調に合わせて、

障害者保障法の名称を障害者權益保障法に変更し、各章のタイトルにも「權益」または「權利」の2文字を追加して、障害者の權利保障を強調する構成にすることを目論んでいた¹⁴⁾。改正にあたって定められた5つの基本原則も条約を反映するものとなっていた。これらの原則は、(1)權利を基本とする、(2)非差別、(3)機会均等、(4)社会への全面統合、(5)特別扶助、である(王[2005: 206-207])。權利を基本とすることに関しては「国家と社会は障害者を医療の対象または救済の対象としてのみ見る誤った見方を改め、障害者は權利の享受者であると認識し、社会生活全般の主體的な参加者であると認識すべきである」(王[2005: 206])との説明が加えられており、少なくとも事務局レベルでは障害の医学モデルから社会モデルへの転換が意識されていた。また、非差別の価値目標は障害者の平等保護の実現であり、機会均等によって障害者も非障害者と同様に社会の物質文明を享受できるべきであること、障害者は隔離された環境で生活すべきではなく、權利を享受する主體的な参加者として決定過程に参加し、社会に統合されるべきことが掲げられている(王[2005: 206])。さらに、障害者に対する特別扶助は非障害者に対する差別であるとはみなされず、国家は、教育、就業、リハビリテーションなどの分野で、非障害者との格差を縮小するために特別扶助の措置を採用していくべきであることを建議している(王[2005: 207])。

その後、2005年に公式に発表された「障害者保障法改正に関する全体枠組みの方案およびその説明」¹⁵⁾においても障害者保障法改正指導グループが法律の名称および障害概念の議論を行ったことが記されている。法律の名称については、「障害者權益保障法」と改名したほうが障害者の權利を実現するためにも、障害者の各種權利を促進・保障するためにも有利であり、国際的な障害者立法の最新の発展にも合致するとの認識が示されている。また、障害者を示す用語としては「残疾」人よりも「残障」人のほうが外部の障害および不利な影響を強調し、障害者が權利主体となるという理念に合致するとしている。これは明らかに国連で作業が進められていた「障害者の權利および尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約」の議論を意識した

ものである。しかし、グループは最終的に、障害者保障法の名称および障害概念については引き続き研究するものとし、暫時方向を定めないこととした。名称変更については障害者保障法の当初の立法思想を一定程度変更することになるため、また障害概念については「残疾人」が社会に広く受け入れられており改名後の定着には長い時間が必要となることが懸念されるとの理由であった。

「全体枠組み」として発表された法律の構成案においても、各章のタイトルに「権益」または「権利」が付され、バリアフリーなどの新たな章が提案されている。全体枠組みで提示された章構成は、総則、政治権利、人身権利、財産権益、婚姻家庭権益、リハビリテーション権益、教育権益、労働就業権益、文化生活権益、社会保障権益、バリアフリー権益、障害者組織・機構、法律責任および附則の14章である。

その後、改正草案の第1稿が2005年10月に起草され、2006年3月には改正草案第2稿がパブリック・コメント（征求意见稿）を求めるために公開された¹⁶⁾。公開された第2稿は全10章78カ条から構成されており、障害者の権利保護のためにいくつか急進的ともいえる要求を織り込もうとしていた。たとえば、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会の一定の議席を障害者に割り当てること、また障害者連合会は障害者集団の利益を侵害する行為に対して必要な場合は障害者を代表して訴訟を提起できるとすることなどである。

パブリック・コメントは5月に締め切られ、中国障害者連合会傘下の30の地方障害者連合会のほか、障害当事者を含む個人、地方の聾者協会や盲人協会などの専門協会、障害者事業従事者から合計85件の意見が届いた。主な意見は次のとおりである¹⁷⁾。

- (1)法律の名称および構成について、障害者保障法ではなく、障害者権益保障法とし、政治権利、貧困解決、障害者組織について独立の章を立てること。
- (2)全国人民代表大会および地方各級人民代表大会に加え、全国政治協商会

議および各級政治協商会議に一定割合の障害者代表が必要であること。また、事実上努力規定となることを意味する「应当」（べきである）ではなく、「要」（必ず）という語を当てて必ず適切な人数を割り当てるものとする。

- (3)公益的な宝くじを発行して資金を集めた場合の各級組織の留保分のうち一定の割合を障害者福祉事業のために割り振るとしている草案規定を、最低15%または20%と明記すること。
- (4)各級障害者連合会は当該地の障害者福祉企業に対して検査・監督を実施する権限を有すると規定すること。また、障害者雇用割当にもとづいて障害者の就業を手配しない企業・事業単位および各種経済組織に対して、障害者連合会は関連部門が処罰するよう建議する権利を有することを追加すること。
- (5)社会保険に関して、障害者の所在単位は障害者が養老、失業、医療、労働災害等の社会保険に加入することを支援しなければならない（应当幫助）としている草案の規定に、「法にもとづいて必ず組織し」（必須依法組織）を加えるかまたは「障害者のために必ず手続きをする」（应当為残疾人辦理）とすること。また、重度障害者の社会保険費は政府全額負担にすること。
- (6)国家が主催する各種入学試験および国家職業資格試験においては、盲人のために点字の問題用紙または電子式問題用紙を提供し、提供できない場合は専門の職員が支援するべきであると追加すること。
- (7)障害者に対する優遇措置について、盲人と下肢障害者だけでなくは障害者証を提示するすべての障害者が公共交通機関の減免を受けられるよう改めること。また、市内交通だけでなく航空機などの全国範囲の交通機関に割引対象を拡大すること。さらに、貧困障害者に対しては医療費、交通費、水道代、電気代などを減免すること。

パブリック・コメントで寄せられたいくつかの建議は採用されたが、その

後の第3稿では中国障害者連合会が当初主張していた多くの内容が採択されなかった。最終的に2008年4月24日に改正された障害者保障法は、改正前の全54カ条よりは条文数が増えたものの全68カ条にとどまった。障害者権利条約を意識した改正となつてはいるものの、ほとんどは条文の順番の変更や細分化、文章の修正である。

第3節 障害者保障法改正の内容

障害者保障法は、1990年施行当時の9章54カ条から、2008年の改正によって若干条文が増え、全9章68カ条となった。章構成は、総則、リハビリテーション、教育、労働就業、文化生活、社会保障、バリアフリー環境、法律責任および附則の9章である。以下、改正点を指摘しながら現行障害者保障法を検討する。

1. 障害の定義

障害の定義は変更されていない。障害者とは「心理・生理・人体構造上、ある種の組織・機能が喪失しているかまたは不正常であり、正常な方法によってある種の活動に従事する能力の全部または一部を喪失している者を指す」と定義され、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体障害、知的障害、精神障害、重複障害およびその他の障害をもつ者を含むとされている（第2条）。障害の基準は国务院が制定することになっているが、いまだ制定されていない。中国障害者連合会が障害者証を発行する際の基準である「中国障害者実用認定基準（試用）」が事実上の基準となっている¹⁸⁾。

全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会行政法室の解説によれば、本法の障害者概念は障害者権利条約の障害者概念に非常に近いとされる（全国人大常委法制工作委员会行政法室編 [2008: 6]）。しかし、本法はあくまでも

個人の能力を問題にしており、「種々の障壁と相互に作用することにより」機能障害が社会に参加することを妨げるとしている障害者権利条約（第1条）とは立ち位置が異なる。この点、採択されなかったが、改正草案第2稿は「心理・生理・人体構造上、ある種の組織・機能を喪失しているかまたは障害が存在し、そのことによって日常生活または社会活動が持続的制約を受けている者を指す」としており、条約への接近が試みられていたことがわかる。

なお、国务院の承認を経ているものとして、第2次全国障害者サンプル調査のために同専門家委員会が2005年に改訂した第2次全国障害者サンプル調査の「障害基準」があり（第二次全国残疾人抽样调查办公室 [2007: 118-126]）、全国人大常委会法制工作委员会行政法室編 [2008] の解説ではこれが使用されている。「障害基準」の改訂では、WHO が推奨する「国際生活機能分類」（ICF）が枠組みとなっていることが強調されている¹⁹⁾。障害の定義も含まれ、日常生活および社会参加等に影響する機能障害の要素を考慮するなど国際的基準に接近させたとしている。障害基準および障害調査票の内容をみると機能障害に加え、他人との付き合い、生活活動および社会参加ならびに環境因子が考慮され、「国際障害分類」（ICIDH）からICFへ転換し、ICFと整合性をもたせようとしている努力が確認できる。しかし、障害モデルの転換については、第2次調査でICFが採用され、環境因子が調査項目に取り入れられたことから社会モデルの存在が受け入れられていることがうかがえるものの、調査では社会のバリアーを問う項目がないことから中国の障害認識は社会モデルへ完全に転換したとはいえない（小林 [近刊]）。

2. 権利保護と差別禁止

障害者の権利についても「障害者は政治・経済・文化・社会および家庭生活等の分野においてその他の公民と平等の権利を享有する」と規定され変更はない（第3条）。差別禁止については、1990年法では「障害者を差別・侮辱・侵害することを禁止する」と規定されていたものが、差別禁止を強調す

るために改正では「障害にもとづく差別を禁止する」と独立した一文として設けられることになった。本規定は障害者権利条約の「障害にもとづくあらゆる差別を禁止する」(第5条)に準じている。しかしながら、条約は障害にもとづく差別には「合理的配慮を行わないことを含む」(第2条)と規定しているのに対して、障害者保障法には合理的配慮に関する明文の規定は存在しない。この点につき、全国人大常委会法制工作委员会行政法室編〔2008:12-13〕は条約の定義を引用しながら、障害にもとづく差別はすべての形式の差別を含み、教育、就業における差別に限らず、障害者に対する合理的配慮の提供を拒否するなどの不作為の状態を含むと解説している。ただし、上述のとおり障害者保障法は合理的配慮については触れていないため、中国の法実務から考え、解釈によって明文にない事項が適用される可能性は低いと思われる。

3. 国家の責任

国家の責任については不変であり、国は障害者に対して特別な扶助を与え、障害の影響および外界の障壁を軽減または取り除き、障害者の権利の実現を保障するものと規定されている(第4条)。県レベル以上の人民政府が障害者事業に責任を有し、人民政府および関連部門は障害者と密接に連絡し、障害者の意見を聴取すべきものとされている(第5条)。また、これは人民政府の努力義務にとどまるが、今回の改正では新たに障害者の参加についての以下の規定が加わった。第6条は、憲法第2条を引用する形で、国家は障害者が各種の手段・形式をとおして国や経済文化事業などの管理にかかわることを保障することを謳い、とくに「法律・法規・規則および公共政策の制定で、障害者の権益または障害者事業の重大問題にかかわるものは、障害者および障害者組織の意見を聴取しなければならない」とした。さらに、障害者および障害者組織は各レベルの国家機関に障害者の権利保障や障害者事業の発展などについて意見および提案を提出する権利があることが明記された。

ただし、改正草案第2稿が求めていた「全国人民代表大会および地方人民代表大会の代表のなかに、一定の比率の障害者代表が入るべきである」とする規定については、憲法に準ずる全国人民代表大会組織法のなかにはそのような規定がないことから、下位の法律によってそれを変更することはできないとの理由で削除された。しかしながら、議論では政治的な反対はなく、全国人民代表大会組織法を改正する機会があれば再度提案されるべきであるとされた²⁰。

なお、中国障害者連合会は引き続き「障害者の共同利益を代表し、障害者の合法権益を擁護し、障害者を団結・教育し、障害者のために奉仕する」団体として、法律にもとづきまたは政府の委託を受けて障害者業務を展開するものと法律上定義された（第8条）。障害者連合会は半官半民の性格を有することから、障害者個人は障害者連合会を組織することはできないが、障害者であると認定されれば入会手続きなしに当然会員となる（全国人大常委会法制工作委员会行政法室編 [2008: 26]）。

4. リハビリテーション

2008年の改正で「国家は障害者がリハビリテーション・サービスの権利を享有することを保障する」ことが明確に掲げられた（第15条）。1990年法は国および社会がリハビリテーション措置をとるとのみ規定していたが、改正法はリハビリテーションを障害者の権利であるとするとともに、各級人民政府および関係部門がリハビリテーション・サービスの体制を整備するなど必要な措置をとらなければならないと定めた。

5. 教育

憲法に明文の規定がある教育および労働の権利については、障害者保障法の制定当時から国家が保障する権利として規定されてきた。今回の改正では

それに「平等」が加わり、「国家は障害者が平等に教育を受ける権利を享有することを保障する」と規定された（第21条）。また、従来、義務教育の実施に重点がおかれていた文言は、就学時に存在する実際の困難を解決し、義務教育を修了できるよう支援する方針へと書き改められている。そのために、貧困障害者世帯の生徒・学生に対する教科書費用の免除や寄宿舎費用の補助など具体的な費用の減免についての規定が追加されている。農村貧困世帯の障害学生について雑費および教科書費の免除ならびに寄宿生の生活費補助を呼びかけていた2004年の国務院の通知²¹⁾を法律に取り込んだ形となっている。義務教育の普及・実施から義務教育の保障・修了へと発展段階が上がってきたことを反映している。

普通小学校・中学校はその学習生活に適應できる障害児童・少年の入学を必ず受け入れなければならない、普通高校・中等職業学校および大学は、合格基準を満たす障害受験生をその障害を理由に拒絶してはならないと規定されている（第25条）。障害者の受け入れ拒否が起きていることは認識されているものの本改正ではとくに1990年法を修正していない²²⁾。ただし、改正法によって、普通教育機構は普通教育を受ける能力を備えた障害者に対して教育を実施するとして従前の規定に、障害学生が実質的に教育を受けられるよう「その者が学習するにあたり便宜および援助を提供する」という文言が新たに加えられたことは注目に値する。

6. 労働・就業

国家は障害者が労働する権利を保障する（第30条）。教育の権利と同様に労働の権利は障害者保障法の制定当時から国家が保障する権利として規定されている。中国は、障害者保障法制定直前の1988年にILOの「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」（第159号）に批准し、政府が障害者の労働就業条件を創造していく方針がとられてきた。

障害者の労働就業は、集中と分散を相互に結び付ける方針を実行すること

としている（第31条）。集中とは政府または社会が設立した障害者福祉企業、盲人按摩機構などの福祉的単位に就業することであり（第32条）、分散とは障害者雇用率にもとづいて国家机关、社会团体、企業事業単位などで就業したり（第33条）、その他の方式で障害者が自営業を営んだりすることである（第34条）。改正に先立って制定された障害者就業条例において障害者雇用率は最低1.5%と定められ、地方の実情に応じて制定されることになっている。雇用率に達しない雇用単位は障害者就業保証金を納付しなければならない一方、達成している雇用単位に対しては優遇措置が予定されている。

労働・就業における差別の禁止について、改正法は従前の規定を引き継ぎ「従業員の募集・正職員への採用・昇級・職名の評定・労働報酬・生活面の福祉・休憩休暇・社会保険等の分野において、障害者を差別してはならない」と定めている（第38条第2段）。本規定は「国家は障害者の福祉的単位の財産所有権および経営自主権を保護し、その合法權益は侵されない」（第38条第1段）に引き続いて定められているため、福祉企業のみを対象としているとする説もあるが、福祉的単位と障害者従業員が保護すべき対象として併記されたにすぎないとみるべきである。障害者就業条例では明示的に、機関、団体、企業、事業単位および民間が設立した非企業単位を含む雇用単位は賃金や待遇において障害者従業員を差別してはならないことが定められており（条例第13条）、福祉企業以外にも広く対象とされているからである。

なお、2007年に発覚した山西省の「黒磚窯事件」²⁹など深刻な強制労働事件を受けて、「いかなる単位も個人も暴力、威嚇あるいは人身の自由を不法に制限する手段をもって障害者に労働を強制してはならない」（第40条）と障害者の強制労働を禁止する条項が新たに加えられ、保護の強化がはかられた。

7. 文化的生活

2008年の改正で「国家は障害者が平等に文化的生活に参加する権利を享有

することを保障する」と改められた（第41条）。障害者権利条約が、締約国は障害者が文化的な生活に参加する権利を認めるものとしたことに対応して、権利であると明文化された。

8. 社会保障

2008年の改正で従来「福祉」であった章のタイトルが「社会保障」へと変更され、「国家は障害者が各種社会保障の権利を享有することを保障する」と権利として定められた（第46条）。とくに貧困障害者については具体的で詳細な規定が設けられた。各レベルの人民政府は、生活が確かに困難である障害者に対して多様なルートをとおして生活、教育、住居およびその他の社会救助を与えるものとされた（第48条）。このうち生活保護である最低生活保障を受け取ってもなお生活がとくに困難な障害者世帯については、県レベル以上の地方人民政府はその他の措置をとって基本的生活を保障するべきであることが打ち出された。現行の最低生活保障制度は統一された基準で給付されているため、個々の貧困家庭の事情を考慮しておらず、障害によって障害者が負担しているさまざまなコストを控除すると保障されるべき最低生活の水準に達しないことが認識されていたために加えられた（全国人大常委法制工作委员会行政法室編 [2008: 139]）。実際、2007年に実施された「全国障害者状況観測」の結果では、障害者世帯の可処分所得は中国全体の平均よりも低いのにに対して、支出面では医療費の金額およびその消費支出に占める割合ともに障害者世帯のほうが2倍近く高く、障害者世帯は非障害者世帯と比べて大きなエクストラコストを負担している実態が浮かび上がっている（中国残联办公厅 [2008]）。

このほか、国は生活が確かに困難である障害者に対しては社会保険補助金を給付し（第47条）、地方政府は、貧困障害者に対して基本医療、リハビリテーション・サービス、必要な補助機器などの援助を、また自立した日常生活ができない障害者に対しては状況に応じて介護手当を給付するべきとされ

た（第48条）。

なお、パブリック・コメントで意見の多かった優遇措置の追加については、改正草案第2稿にあった下肢障害者の市内公共交通機関の乗車賃免除の追加も含めほぼ実現していない。

9. バリアフリー環境

2008年の改正で従来「環境」であった章のタイトルが「バリアフリー環境」へと変更され、より具体的な内容が盛り込まれた。ただし、アクセス権などの権利としては打ち出されていない。今回の改正では、従来は努力義務にとどまっていた道路・建築物のバリアフリー化について、「建築物・道路・交通施設等の新築・改築および増築は、国家の関連バリアフリー施設工程建設基準に符合しなければならない」と義務化された（第53条）。すでに関連部門や地方政府では「都市道路・建築物バリアフリー設計規範」²⁴や「北京市バリアフリー施設建設・管理条例」²⁵などの規範性文書や規定が出されており、今回の改正で法律による裏打ちを得たことになる。

また、従来、道路・建築物など物理的バリアーのみを対象としていた内容に加えて、情報コミュニケーションのバリアフリーが盛り込まれた（第52条）。障害者権利条約がアクセシビリティに関連して情報およびコミュニケーションに言及していることから採り入れられ、内容もそれに倣っている。具体的には、各種国家試験の問題用紙の点字化・電子化または職員による支援（第54条）、公共サービス機構および公共場所における音声・文字、手話、点字による情報コミュニケーション・サービスの提供（第55条）、選挙時の障害者参加の配慮および点字投票の提供（第56条）などが新たに規定された。ただし、国家試験に関する規定以外は、「条件を作り出す」「条件が備わっている場合」などと記されており、努力義務にとどまっている。なお、各種国家試験の問題の点字化・電子化はパブリック・コメントによって追加された内容であり、視覚障害者が点字などによる受験ができないために医療按摩の

国家試験から排除されていた現状を反映して支持された。

10. 法律責任

法律責任の章は、対象者の権利救済の方法および本法の各条項に違反した場合の責任の取り方について定めている。条文数が増え、詳細となっているが、違反に対する罰則は直接規定していない。教育機構の障害学生の受け入れ拒否については関連主管部門が是正を命じ、かつ法にもとづいて直接責任を有する職員などを処分すること（第63条）、従業員募集などで障害者を差別した場合については関連部門が是正を命じること（第64条）、バリアフリー施設工程建設基準に適合しない建築物、道路、交通施設の新築改築などについては主管部門が法にもとづき処理すること（第66条）、が定められているのみである。このように本法は関係部門への働きかけによる解決を主としており、本法で「権利」と明示された内容であっても直接裁判では請求しにくく、差別禁止を担保するに足る罰則規定も有さない。

なお、改正草案第2稿では「公共サービス機構、商業機構が相手方の障害のみを理由に、その者にサービスまたは商品の提供を拒絶し、あるいは障害者に対してその他の差別的な扱いをした場合は、当事者またはその後見人は主管部門に是正を命じるよう請求するか、人民法院に精神損害等の賠償を請求する訴訟を提起することができる」ことが提案されていたが、最終的には削除された。

ところで、障害者の権利救済を担う機関として障害者連合会が今回の改正で明示的に掲げられ、関連部門に対する調査要求の権限など組織としての機能が強化された（第59条）。これにより障害者連合会がすでに実施してきた法律扶助も法律上の根拠を得ることとなり、予算を含め実施体制も強化されることとなった。障害者はその合法権益が侵害された場合、障害者組織に訴えることができ、障害者組織は障害者の合法権益を擁護するために関連部門または単位に調査と処置を要求する権利を有し、関連部門または単位は法に

もとづいて調査・処置をしたうえで回答しなければならないものと定められた。また、障害者組織は訴訟をとおして障害者の合法権益を擁護する必要がある場合はそれを支援するものとされた。さらに、特定の障害者集団の利益を侵害する行為に対しては、障害者組織が直接関連部門に調査と処置を要求する権利が与えられた。改正草案第2稿は、障害者連合会は障害者集団の利益を侵害する行為に対して必要な場合は障害者を代表して訴訟を提起するという団体訴権を求める提案であったが、これは削除された。中国は消費者協会などにも団体訴権を認めておらず、基本法である各訴訟法の改正を必要とすることから認められなかった²⁶⁾。その結果、婦女権益保護法と同じく、関係部門に改善を要求し、訴訟を支持することができるとする内容にとどめられた。

すでに実行されている法律扶助についても「経済的困難があるかまたはその他の原因で法律扶助または司法救助が確かに必要な障害者に対して、当該地の法律扶助機構または人民法院は支援し、法にもとづいて法律扶助または司法救助を提供しなければならない」とその内容を確認する形で条文が追加されている（第60条）。2008年に実施された法律扶助の件数は、障害者連合会が中心となって実施している障害者法律扶助機構で約2万1000件²⁷⁾、司法部系統の法律扶助機構で約5万件となっている（中国法律年鑑編輯部[2009]）²⁸⁾。

また、行政による遅滞ない障害者保護を保証するために、行政の職務懈怠についての規定がより詳細に規定されることになった（第61条）。すなわち、本法が規定する障害者の権益侵害の訴えなどを、人になすりつけ、引き延ばし、抑圧して調査・処置しなかった場合、所属単位・主管部門または上級機関が是正を命じ、かつ法にもとづいて直接責任を有する職員などを処分する。同様に、国の職員で法にもとづく職責を履行せず、障害者に対する侵害行為を適時に制止せずまたは必要な支援を与えなかったことが深刻な結果を引き起こした場合、所属単位または上級機関が法にもとづいて直接責任を有する職員などを処分する。関連部門による行政的な救済が主となっている障害者保障法上の職責が確実に履行されることを促すための罰則規定であるが、裏

を返せばこうした状況が存在していることの証でもあり、行政的な救済の問題点を浮き彫りにしている。

11. その他

障害者の自己決定について重要な追加があった。第9条は障害者に対する扶養と後見について規定している。1990年法は「後見人は必ず後見の職責を履行して、被後見人の合法権益を擁護しなければならない」とのみ規定していたが、障害者権利条約制定時の議論を受けて、改正時に「被後見人の意志を尊重して」という文言が加えられた。

また、障害予防について、1990年法では「優生優育」（優れた子を産み、優れた子に育てる）を普及することを掲げていたが、2008年の改正では文言が「母嬰保健」（母子保健）に置き換えられた。ただし、中国は基本的に計画出産と「優生優育」は堅持しており、深刻な遺伝性疾病を予防するため、結婚前の医学検査による婚姻の不許可や制限など予防措置を義務づけている（婚姻法第7条）。なお、改正草案第2稿の段階では「優生優育」の文言は残っていた。

第4節 障害者の権利確立への課題

2008年の障害者保障法改正の中心的役割を担った中国障害者連合会は障害者権利条約の制定など国際的な動向を後ろ盾に当初は障害者の権利を前面に出した改正をはかろうとしていた。確かに改正された障害者保障法のテキストだけをみれば、リハビリテーション、教育、労働・就業、文化的生活、社会保障などはすべて国家が障害者に保障する権利として記されている。しかしながら、これらは障害者個人が侵害を受けた場合に請求が可能な権利ではなく、国家と社会の保護の表れにとどまっている。以下、ここでは司法によ

る権利救済に関連して障害者保障法の裁判規範性の問題と法の下での平等と障害者の自律に関連して障害者の法的能力の問題を論じる。いずれも障害者の権利確立にとって重要な課題である。

1. 裁判規範性

中国は障害者権利条約の制定プロセスと同調する形で障害者保障法の改正を進めていたものの、その構成や内容に大きな変更はなかった。障害者保障法の中心は従前どおり各種障害者事業であり、条文では権利を保障すると明記されたものの、障害者が権利として請求可能な裁判規範となる規定は少なく、全体的に政策の宣言にとどまっている。

中国は、障害者の権利・利益の保障と障害者事業の発展の2つを相互に結合しているところが障害者保障法の特徴であり、優れた点であることを強調している。障害者事業の発展をとおして、障害者の権利・利益のいっそうの擁護が可能となるとしている（鄧 [2001]）。これは障害者の権利擁護に関する方針も従来から人権一般について主張されている政府見解の枠内にあることを示している。中国政府は人権を推進するにあたっては「生存権と発展権を第1に掲げ」、その後、改革、発展、安定などの諸条件のもとに全面的に拡大していく方針であることを繰り返し述べている（国務院新聞辦公室 [2000]）。また、「個人の権利と集団の権利の協調的な発展」²⁹⁾も強調されている。しかし、これは一見するとバランスがとれているようにみえるものの、衣食住など全体の貧困状況の改善を大義名分に、個人の権利保障を事実上棚上げすることを意味する。障害者保障法がこのように構成される理由を許しか [2007: 208] は中国の文化的な背景に求めている。すなわち、中国の伝統文化は第1に全体を強調し、個人に重きをおかない。第2に保護を重視し、扶養を強調するからであるとする。

改正前の障害者保障法は、こうした中国固有の背景に加えて、当時の国際的動向が集団としての障害者に焦点を当て、あらゆる分野での平等な参加を

強調していたことを反映し、国家と社会の扶助をとおして障害者全般の平等を実現していくという内容となっていた。規定された範囲は、リハビリテーション、教育、労働就業、社会福祉など広範に及ぶものの、その実現は国家、社会および関連障害者組織などの実行に依存していた。これらの分野での障害者事業の推進により障害者の生活の質の向上をはかることは、障害者自らが平等に社会に参加するための前提であり（張 [2007: 149]）、障害者が権利を実現していくうえで重要である。実際、中国は5年ごとの障害者事業計画を策定し、数値目標を設定しながら実行し、一定の成果をあげてきた。しかし、この結果、「権利」であると記された多くの規定は、具体的に個人が主張できるものではなく、あくまでも権利宣言的なものとなり、裁判規範としての性格を欠くこととなった（王・尹 [2007: 52]、中国残疾人联合会维权部編 [2008: 2]）。

一方、障害者権利条約の議論に合わせて進められていた障害者保障法の改正はこうした批判に応じて、裁判規範となる規定がおかれるものと期待されていた。障害者権利条約が障害者個人の自律と自立を尊重することを一般原則で謳い（第3条）、新たに導入された重要概念である「合理的配慮」が具体的な障害者個々人の状況によって考慮されるべき性質のものであることから、同条約はこれまで以上に障害者個人の権利に焦点を当てていることがわかる。したがって、同条約の制定にイニシアティブを取り、同条約と歩調を合わせるとしていた障害者保障法も改正にあたって少なからず影響を受けるものと考えられていた。しかし、中国は実際には条約制定交渉時においても、条約は一部の国家が提案しているように非差別のみを強調するだけではだめで、同時に政府の責任を明確にし、国家が積極的な措置をとるよう要求する必要があると従来の枠組みに沿った主張を展開してきた（張 [2007: 149]）。それゆえ、改正された障害者保障法は障害者の権利を表面上強調するものの、国家のサービスや給付などによる扶助が中心であり、障害者個人が裁判規範として司法の場で請求しうる権利の確立・保護という点では大きな進展はみられない。

2. 障害者の法的能力

前述のとおり障害者は国家・社会が保護、扶養するという観念が中国では根強い。この考え方は障害者保障法の改正時にあった障害者の法的能力の議論においても表れていた（中国残疾人联合会維権部編 [2007: 72-87, 2008: 337-345, 444-445]）。議論では、刑法が定める刑罰の減免規定の対象範囲は限定的であるので、保護する障害種別を拡大し、障害者保障法で明示すべきであることや民事にも拡大すべきであることが主張されている。

刑法第19条は「聾かつ啞の者または盲人の犯罪は、軽きに従い処罰し、処罰を軽減または免除することができる」と規定し、同様の減免措置は、自己の行為を弁別または統制する能力を完全には喪失していない精神病患者（第18条第3項）に対して設けられている。このことから聾啞者または盲人は、聾啞であり盲であるという事実だけで弁別能力または統制能力に問題があり、保護すべき対象であるときみなされていることがわかる。議論では、障害者権利条約が求めた法の前に等しく認められるべき法的能力について検討されることなく、対象範囲が聾啞者、盲人、精神病患者だけでは狭いということが論旨となっていた。

そうしたなか、方・鐘 [2002] は、刑法第19条は聾啞者等に対して刑の減免を規定しているものの、「しなければならない」（必須）（応当）ではなく「できる」（可以）と記されているので、刑罰は必ず減免しなければならないのではなく、行為の是非を弁別できる弁別能力と自分の行為の是非をコントロールする統制能力の有無ならびに実際の状況から具体的に分析すべきであるとしている。そして、聾啞者はそれらの能力を完全には喪失していないとする（方・鐘 [2002: 189-191]）。

しかしながら、実際のこれまでの裁判において聾啞者に対する刑の減免は、個人の責任能力を詳細に検討されることなく条文の文言どおり一律に適用される傾向があった。たとえば、四川省で起きた殺人事件では、一審の四川省

内江市中級人民法院の判決では「被告人陳善義は聾かつ啞の者の犯罪に該当するが、本案の情状、結果、社会への影響ならびに陳の現地での態度にもとづけば、被告人を軽きに従って処罰するには値しない」と情状にもとづき減刑を許さなかったものの、二審の四川省高級人民法院はそれを覆し、「上訴人陳善義は聾かつ啞の者の犯罪であることを鑑みて、かつ本案の具体的状況に照らし、上訴人を軽きに従って処罰することができる」との判決を下している³⁰。また、上海市で起きた誘拐・故意傷害事件では、聾啞者が首謀者であり、その聾啞者の両罪での量刑は6人いた被告人のなかでも一番重かったにもかかわらず、聾啞者であることを理由に刑法第19条が適用され、実際に執行されることになった有期徒刑は同罪の他の被告人よりも減刑されている³¹。なお、盲人も同様に刑法の文言に従い一律に刑罰の減免が適用される傾向がある³²。

さらに、無条件に聾啞者イコール弁別・統制能力制限者であると言明する判決³³や刑法からの類推で民事事件においても聾啞者は民事制限行為能力者であると認定している判決もある³⁴。民法通則は聾啞者の民事行為能力について一切規定していないにもかかわらずである。民法通則は、満18歳以上の成年は完全な民事行為能力を具備し（第11条）、満10歳以上の未成年者は民事制限行為能力者であると規定する（第12条）。また、自己の行為を弁別できない精神病者も民事制限行為能力者であると定め、精神、健康状態に相応した一定の民事活動を行うことができるものの、その他の民事活動については後見人（法定代理人）が実施するか、後見人の同意を得なければならないとしている（第13条）。法律が民事制限行為能力者単独では実施できないと定める民事行為は無効であるとされ（第58条）、そのなかには契約の締結がある（契約法第47条）。これは差別的であるとして障害当事者の強い反対運動の結果改正された日本の旧民法第11条の準禁治産者の扱いと同様の問題をはらみ、実生活上も契約を必要とする売買、融資、賃貸などの経済活動に大きな支障を及ぼすおそれがある。このように刑法の減免規定は、聾啞者、盲人の行為能力は不足していることの証左とみなされ、差別的であるとの認識を

欠いたまま、民事でも同様な保護を追加する必要があるという考えを助長している（小林 [2008: 164-165]）。

なお、方・鐘 [2002] は、裁判に至る前の段階でも、公安機関や検察機関は聾啞者に対して寛大に処分する傾向があることを報告している。その原因は、公安・検察機関が聾啞者とのコミュニケーションや思考様式の違いなどで取り調べや公判手続に困難を感じているからであるという（方・鐘 [2002: 189-191]）。ここからも問題は聾啞者個人の能力にあるのではなく、そこにあるコミュニケーション・バリアーなど社会環境の側にあることが示唆される。

ところで、聾啞者、盲人、精神病患者以外の障害者への刑の減免について、知的障害者に対しては、司法実践においてはすでに拡大されていることが指摘されている（中国残疾人联合会維権部編 [2008: 339-340]）³⁵。管見の限りでは、法学者、障害関係者のいずれにおいても対象範囲の拡大に対する抵抗はない。障害者の能力の如何を問わず、障害者はあくまでも保護の対象であり、障害者が自法的権利を行使しうる主体であるとの認識はなお形成途上にあるといえよう。

おわりに

中国は当初から障害者権利条約の制定に向けて積極的であり、障害者保障法改正の中心的役割を担った中国障害者連合会もそうした国際的な動向を後ろ盾に障害者の権利を前面に出した改正をはかろうとしていた。その結果、差別禁止を強調するために「障害にもとづく差別を禁止する」と独立した一文が設けられたこと、従来は努力義務にとどまっていた道路・建築物のバリアフリー化が義務化されたこと、情報コミュニケーションのバリアフリー化が盛り込まれたことなどの前進がみられる。しかし、国家が障害者に保障する「権利」であると記された多くの規定は、具体的に個人が主張できるもの

ではなく、あくまでも権利宣言的なものであり、裁判規範としての性格を欠くという課題が明らかとなった。非障害者と平等な権利を障害者も享受すべきであり、それを障害者事業などによるサービスや給付と引き替えることはできない。

障害者権利条約の原則に適合し、法的な観点から権利確立を考えた場合、最終的には裁判所による権利救済を可能とする立法措置が望ましいものの、権利救済をはかるための体制には一定の前進があったものと評価できる。障害者保障法の改正によって、障害者の権利救済を担う機関として障害者連合会が明記され、関連部門に対する調査権限を獲得するなどその機能が強化された。障害者連合会は国の委託を受けた公的組織としての性格が強く、障害当事者とは利益が相反することもありうるものの、唯一の障害者団体として障害者の法的権利確立に大きく貢献しており、改正後の実践をとおした成果が期待される。また、裁判所による司法救済、司法行政部門による法律サービスと法律扶助、ならびに障害者連合会の法律扶助を組み合わせた障害者法律救済体系、さらには、裁判所、検察院、公安、司法、民政、労働保障、教育、衛生、障害者連合会等の部門による障害者法律救済事業調整メカニズムの確立が進められている。これにより法律サービス、法律扶助、司法救済を駆使しながら、行政や社会の力も借りて多面的に障害者が直面する法律問題を解決することが目指されている。障害者のすべての法律問題が裁判による解決に馴染むわけではないので、中国の取り組みは他のアジア諸国にも参考となるはずである。

[注] _____

- (1) 旧刑法第16条「聾かつ啞の者または盲人が罪を犯した場合は、軽きにしたがいがい処罰するか、処罰を軽減または免除することができる」(1979年7月7日公布, 1980年1月1日施行)。
- (2) 旧刑事訴訟法第27条「被告人が聾・啞または未成年者であり弁護人を委託していない場合は、人民法院はその者のために弁護人を指定しなければならない」(1979年7月7日公布, 1980年1月1日施行)。

- (3) 「民法通則」(1986年4月12日公布, 1987年1月1日施行) 第104条第2項は「身体障害者の合法的な權益は, 法律の保護を受ける」と規定する。
- (4) 障害者事業の詳細については, 小林 [1997] 参照。
- (5) 「中国残疾人事業五年工作綱要 (1988~1992)」(1988年9月3日)。
- (6) 中国障害者保障法の詳細については, 小林 [2000] 参照。
- (7) 「残疾人教育条例」(1994年8月23日国務院公布・施行)。
- (8) 「残疾人就業条例」(2007年2月25日国務院公布, 2007年5月1日施行)。
- (9) 1994年に障害者教育条例が国務院より公布されたが, それを実施するための地方条例の制定などが進まなかったという反省から他の条例の制定が棚上げされてきた。
- (10) 「中華人民共和国残疾人保障法」(2008年4月24日第11期全国人民代表大會常務委員會第2回會議修正, 2008年7月1日施行)。
- (11) 「中共中央 国務院關於促進残疾人事業發展的意見」(2008年3月28日) 中發 [2008] 7号。
- (12) 「知情權, 参与權, 表達權, 監督權」は民主政治に絡んで中国共産党第17回全国代表大會報告で打ち出された権利 (胡錦濤「高举中国特色社会主義偉大旗幟為奪取全面建設小康社会新勝利而奮闘」2007年10月15日)。
- (13) 「印發《關於加強残疾人法律救助工作的意見》的通知」(最高人民法院・最高人民檢察院・公安部・司法部・民政部・人力資源和社会保障部・教育部・衛生部・中国残疾人聯合會文件2009年5月6日)。
- (14) 2005年11月の中国障害者連合会権利擁護部とのヒアリングによる。
- (15) 「關於残疾人保障法修改總體框架的方案及其說明 (征求意见稿)」http://temp.cdpi.cn/bzfxg/2005-04/05/content_3933.htm (2005年11月22日アクセス)。
- (16) 改正草案の第2稿のテキストは, <http://temp.cdpi.cn/doc/2006-03-24-01.doc> (2007年1月26日アクセス)。改正作業もインターネット上で公開されている。
- (17) 「保障法修改草案第二稿 (征求意见稿) 地方主要意見」http://temp.cdpi.cn/bzfxg/2006-07/06/content_6972.htm (2008年6月9日アクセス), 「保障法修改草案第二稿 (征求意见稿) 社会征集的主要意見」http://temp.cdpi.cn/bzfxg/2006-07/06/content_6973.htm (2008年6月9日アクセス)。
- (18) 「残疾人实用評定標準 (試用) 六類殘疾標準」http://www.cdpi.org.cn/wxzx/content/2004-11/09/content_50340.htm (2009年2月17日アクセス)。
- (19) ICFモデルの身体構造・機能・活動と参加・環境因子等を応用して障害者の状態を全面的に考察し, 総合的に各種個人および社会的因子を考慮し, 障害分類および等級をよりシステム化, 包括化したとしている (「新聞發布會記者提問及領導, 專家回答如下」<http://temp.cdpi.cn/doc/2006-02-14-c.doc> 2007年7月11日アクセス)。
- (20) 2007年10月の中国障害者連合会権利擁護部処長とのヒアリングによる。

- (21) 「國務院辦公庁關於轉發民政部等部門關於進一步加強扶助貧困殘疾人工作意見的通知」(国辦發〔2004〕76号)。なお、2006年の教育法の改正によって雑費も徴収されないことになった。
- (22) 教育権の侵害を受けた障害者が障害者保障法を根拠に裁判を提起し、審理の過程で学校側が入学を認めた事例などがある(「王偉与河南省平頂山市財貿学校」[平頂山市湛河区人民法院, 1997年10月20日])。入学拒否事件は、多くの場合、障害者連合会の介入により解決が求められている。
- (23) 多数の知的障害者や未成年者が誘拐されレンガ工場で強制労働させられていた事件(「山西各級殘聯在整治非法用工, 打擊違法犯罪專項行動中切实维护殘疾人合法權益」http://www.cdpcf.org.cn/llyj/content/2007-11/25/content_76784_2.htm 2009年2月13日アクセス)。
- (24) 「城市道路和建築物無障礙設計規範」(建標〔2001〕126号) 2001年8月1日施行。
- (25) 「北京市無障礙設施建設和管理条例」2004年5月16日施行。
- (26) 2007年10月の中国障害者連合会権利擁護部部長とのヒアリングによる。
- (27) 「2008年中国殘疾人事業發展公報」http://www.cdpcf.org.cn/sytj/content/2009-04/23/content_30243391.htm (2010年2月12日アクセス)。
- (28) 障害者法律扶助制度の詳細については小林〔2008〕参照。
- (29) 王晨「中国将生存權放首位 促進个体集体權利協調發展」(2009年11月2日第2回北京人權論壇での発言) http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/fzsh/2009-11/03/content_1525499.htm (2010年1月18日アクセス)。
- (30) 「陳善義、黃笑故意殺人, 向南英、趙丹、趙光万請求刑事附带民事賠償案」(四川省高級人民法院〔1999〕川刑一終字第816号, 2000年1月24日)。
- (31) 「王紅偉、程立崢、芦新山、吳松林、陳吉東、盛勇綁架案」(上海市第一中級人民法院〔1999〕滬一中刑初字第139号, 1999年12月23日)。
- (32) たとえば、「楊名山故意殺人案」(北京市高級人民法院〔2000〕高刑終字第299号, 2000年7月18日), 「葉国旺介紹売淫案」(江蘇省寧波市中級人民法院〔2002〕甬刑終字第331号, 2002年9月9日)。
- (33) 「葉奕華故意殺人案」(江西省高級人民法院〔1999〕贛刑二復字第04号, 1999年12月21日)。
- (34) 「姜如發与姜如海案」(江蘇省泰州市海陵区人民法院〔1999〕泰海民再初字第2号, 1999年12月27日)。ただし、聾啞者は民事制限行為能力者ではあるが、専門の手話通訳者とおした証言は有効であると判示している。障害者権利条約第12条の法律の前に等しく認められる権利と平等な法的能力行使にあたっての必要な支援の利用の点からみて興味深い。
- (35) たとえば、「河北省張家口知的障害者強盜侵入事件」(2003年1月14日, 張家口市橋西区人民法院判決)。4級の知的障害をもつ被疑者は刑法の強盜侵入

罪により10年以上の有期徒刑を受けるところであったものの、検察機関が知的障害を理由に減刑処理の公訴意見を提出し、量刑が軽減された事例。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 小林昌之 [1997] 「中国の障害者事業の展開と課題」(『アジア研ワールド・トレンド』第24号 16-17ページ)。
- [2000] 「中国障害者保護法の形成と発展」(『手話コミュニケーション研究』第37号 33-39ページ)。
- [2008] 「障害者の司法へのアクセス——中国障害者法律扶助制度の事例——」(森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』日本貿易振興機構アジア経済研究所 139-174ページ)。
- [近刊] 「中国の障害者と生計——政府主導による全国的障害者調査の分析——」(森壮也編『途上国障害者の貧困削減——かれらはどう生計を営んでいるのか——』岩波書店)。

〈中国語文献〉

- 鄧朴方 [2001] 「依法發展殘疾人事業，依法維護殘疾人權益」(『法制日報』2001年5月24日)。
- 第二次全國殘疾人抽樣調查辦公室 [2007] 『第二次全國殘疾人抽樣調查主要數拋手冊』北京 華夏出版社。
- 方新文・鐘道邁 [2002] 「淺談聾啞人違法犯罪」(廣東省法學會・廣州市殘疾人聯合會編『殘疾人保障研究』廣州 廣東人民出版社 pp.186-193)。
- 國務院新聞辦公室 [2000] 「中國人權發展50年」(白皮書)2000年2月17日。
- 全國人大常委會法制工作委員會行政法室編 [2008] 『中華人民共和國殘疾人保障法解讀』北京 中國法制出版社。
- 王利明・尹飛 [2007] 「殘疾人民事權利保障立法之研究」(中國殘疾人聯合會維權部 [2007] pp.44-71)。
- 王治江 [2005] 「殘疾人權利保障：中國和國際社會」(北京大學法學院人權研究中心編『以權利為基礎促進發展』北京 北京大學出版社 pp.196-208)。
- 許家成・王勉・Rud Turnbull [2007] 「中美殘疾人保障法的立法因素比較分析」(中國殘疾人聯合會維權部 [2007] pp.203-211)。
- 張國忠 [2007] 「中國對推動制定聯合國《殘疾人權利公約》的貢獻」(中國殘疾人聯合會維權部 [2007] pp.145-154)。

- 中国残疾人联合会 [2006]『中国残疾人事业“十一五”发展纲要与配套实施方案』北京 华夏出版社。
- 中国残疾人联合会发展部 [1994]『残疾人保障法系列讲座』北京 华夏出版社。
- 中国残疾人联合会维权部编 [2007]『残疾人法律保障机制研究』北京 华夏出版社。
—— [2008]『《中华人民共和国残疾人保障法》修改课题研究报告』北京 华夏出版社。
- 中国残联办公厅 [2008]「关于印发《2007年度全国残疾人状况监测主要数抛报告》和《2007年度残疾人小康实现程度分析报告》的通知」（中国残联办公厅2008年1月7日印发）。
- 中国法律年鉴编辑部 [2009]『中国法律年鉴2009』北京 中国法律年鉴社。